



平成 21 年 10 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社トーセ  
代表者名 代表取締役社長 齋藤 茂  
(コード番号 4728 東証・大証第1部)  
問合わせ先 取締役経営管理本部長 渡辺 康人  
(TEL. 075-342-2525)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 11 月 26 日開催予定の第 30 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)に伴い、株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定が不要となりました。これに対応するため、現行定款第 7 条、第 9 条、第 10 条および第 11 条において、規定の内容の一部を削除するものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定める附則を設けるものであります。
- (2) 法令で定めた監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠の監査役の選任およびその選任に係る決議が効力を有する期間等に関する規定を新設するものであります。
- (3) その他、条文の削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 11 月 26 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 11 月 26 日 (木曜日)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式  第7条 <u>〔株券の発行〕</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。	第2章 株 式  (削 除)
第8条 <u>〔自己の株式の取得〕</u> (条文省略)	第7条 <u>〔自己の株式の取得〕</u> (現行どおり)
第9条 <u>〔単元株式数および単元未満株券の不発行〕</u> (1) 当社の単元株式数は、100株とする。 (2) 当社は、第7条の規定にかかわらず、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</u>	第8条 <u>〔単元株式数〕</u>  当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)
第10条 <u>〔単元未満株式についての権利〕</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	第9条 <u>〔単元未満株式についての権利〕</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
第11条 <u>〔株主名簿管理人〕</u> (1) 当社は、株主名簿管理人を置く。 (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 (3) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>	第10条 <u>〔株主名簿管理人〕</u> (1) 当社は、株主名簿管理人を置く。 (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 (3) 当社の株主名簿 <u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>
第12条 <u>〔株式取扱規定〕</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める <u>株式取扱規定</u> による。	第11条 <u>〔株式取扱規程〕</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める <u>株式取扱規程</u> による。
第13条～第26条 (条文省略)	第12条～第25条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>27</u>条 [員 数] (条文省略)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>26</u>条 [員 数] (現行どおり)</p>
<p>第<u>28</u>条 [選任方法] (1) 監査役は、株主総会において選任する。 (新 設)</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新 設)</p>	<p>第<u>27</u>条 [選任方法] (1) 監査役は、株主総会において選任する。 (2) <u>当会社は、法令で定めた監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会の決議によって補欠の監査役（以下「補欠監査役」という。）を選任することができる。</u> (3) <u>監査役および補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (4) <u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p>
<p>第<u>29</u>条 [任 期] (1) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第<u>28</u>条 [任 期] (1) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期および補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p>
<p>第<u>30</u>条～第<u>36</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>29</u>条～第<u>35</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則 第<u>1</u>条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>
	<p>第<u>2</u>条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>